

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

## 環境農政常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

環 境 農 政 局

## 目 次

### 令和2年度6月補正予算（その1）

- I 令和2年度6月補正予算（その1）総括表【環境農政局関係】… 1
- II 令和2年度6月補正予算（その1）の概要【環境農政局関係】… 2

### 令和2年度6月補正予算（その2）

- III 令和2年度6月補正予算（その2）総括表【環境農政局関係】… 5
- IV 令和2年度6月補正予算（その2）の概要【環境農政局関係】… 6

### 議案（条例その他）

- V 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要  
【環境農政局関係】 …………… 11
- VI 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要 …………… 12
- VII 21世紀の森の指定管理者の指定の概要 …………… 13
- VIII 本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者の指定の概要  
…………… 13
- IX 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の  
指定管理者の指定の概要 …………… 14
- X 二町谷北公園等の管理に関する事務の委託の概要 …………… 15

I 令和2年度6月補正予算（その1）総括表【環境農政局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科目	令 和 2 年 度			備 考
	当 初 予 算 額 A	6月補正予算額 (その1) B	6月現計 予 算 額 C=A+B	
(款) 環 境 費	10,891,357	—	10,891,357	
(項) 環 境 管 理 費	8,001,988	—	8,001,988	
(項) 環 境 保 全 対 策 費	1,658,915	—	1,658,915	
(項) 自 然 保 護 費	1,230,454	—	1,230,454	
(款) 農 林 水 産 業 費	15,386,470	10,000	15,396,470	
(項) 農 業 費	1,364,382	—	1,364,382	
(項) 畜 産 業 費	431,054	10,000	441,054	
(項) 農 地 費	2,368,975	—	2,368,975	
(項) 林 業 費	8,914,408	—	8,914,408	
(項) 水 産 業 費	2,307,651	—	2,307,651	
(款) 災 害 復 旧 費	520,000	645,755	1,165,755	
(項) 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	520,000	645,755	1,165,755	
一 般 会 計 計	26,797,827	655,755	27,453,582	

（特別会計）

特 別 会 計 計	9,283,882	—	9,283,882	
-----------	-----------	---	-----------	--

環 境 農 政 局 計	36,081,709	655,755	36,737,464	
-------------	------------	---------	------------	--

## Ⅱ 令和2年度6月補正予算（その1）の概要【環境農政局関係】

### 1 令和2年度6月補正予算（その1）公共事業等の内容

(単位 千円、%)

区 分	令 和 2 年 度			2年度/元年度
	当初予算額 A	6月補正予算額 (その1) B	6月現計予算額 C	6月現計 予算額比
緑 地 保 全	268,660	—	268,660	103.9
自 然 公 園	365,184	—	365,184	109.1
土 地 改 良	2,081,798	—	2,081,798	99.2
林 業	1,785,886	—	1,785,886	108.1
治 山	1,006,726	—	1,006,726	103.6
漁 港	1,720,227	—	1,720,227	94.8
災 害 復 旧	520,000	645,755	1,165,755	411.3
環 境 農 政 局 計	7,748,481	645,755	8,394,236	113.2

(事業内容)

- 災害復旧 【予算に関する説明書（その2） 9頁】  
 林業施設災害復旧費
  - ・ 復旧工事 神の川林道など14箇所
  - ・ 復旧工事に向けた設計等 早戸川林道など6箇所

## 2 防疫体制の強化について

7款 農林水産業費      2項 畜産業費

一部<sup>①</sup> 豚熱対策事業費

(1) 目的

豚熱等の侵入リスクに備え、令和2年3月に改正された飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整える。

(2) 内容

生産者団体が行う機器整備等に対して補助する。

(3) 予算額      10,000千円

3 令和2年度一般会計6月補正予算（その1）債務負担行為について

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
21世紀の森指定管理費	千円 166,355	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和7年度	166,355		そ の 他	4,545
						一般財源	161,810
本港特別泊地等指定管理費	22,500	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和7年度	22,500		そ の 他	2,080
						一般財源	20,420
宮川特別泊地等指定管理費	52,265	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和7年度	52,265		そ の 他	52,265
						一般財源	-

### Ⅲ 令和2年度6月補正予算（その2）総括表【環境農政局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	令 和 2 年 度				備 考
	当 初 予 算 額 A	6月補正予算額		6月現計 予 算 額 D=A+B+C	
		(その1) B	(その2) C		
(款) 環 境 費	10,891,357	—	△13,265	10,878,092	
(項) 環 境 管 理 費	8,001,988	—	△14,243	7,987,745	給与費 △14,243
(項) 環境保全対策費	1,658,915	—	978	1,659,893	
(項) 自然保護費	1,230,454	—	—	1,230,454	
(款) 農林水産業費	15,386,470	10,000	475,410	15,871,880	
(項) 農 業 費	1,364,382	—	57,060	1,421,442	
(項) 畜 産 業 費	431,054	10,000	250,000	691,054	
(項) 農 地 費	2,368,975	—	—	2,368,975	
(項) 林 業 費	8,914,408	—	△2,500	8,911,908	県民参加森林 づくり活動事 業費 △2,500
(項) 水 産 業 費	2,307,651	—	170,850	2,478,501	
(款) 災 害 復 旧 費	520,000	645,755	—	1,165,755	
(項) 農林水産施設 災害復旧費	520,000	645,755	—	1,165,755	
一 般 会 計 計	26,797,827	655,755	462,145	27,915,727	

（特別会計）

特 別 会 計 計	9,283,882	—	—	9,283,882	
-----------	-----------	---	---	-----------	--

環 境 農 政 局 計	36,081,709	655,755	462,145	37,199,609	
-------------	------------	---------	---------	------------	--

#### IV 令和2年度6月補正予算（その2）の概要【環境農政局関係】

##### 1 フードバンク活動の推進について

3款 環境費      2項 環境保全対策費

一部<sup>①</sup> 廃棄物総合対策推進事業費

(1) 目的

食品関連事業者から発生する未利用食品を活用するフードバンク活動を支援することで、食品ロス削減を推進する。

(2) 内容

フードバンク活動の普及啓発や連携強化等に要する経費を補助する。

(3) 予算額      978千円

## 2 食品産業への支援について

7款 農林水産業費 1項 農業費

### ⑨ 食品産業支援事業費補助

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、減少したインバウンド需要の回復や、停滞している農林水産物・食品の輸出力の維持・確保を図る。

#### (2) 内容

外食事業者が行う衛生設備の導入や業態転換に要する経費を補助するとともに、食品事業者が行う輸出力維持等に係る施設整備等に要する経費を補助する。

#### (3) 予算額 57,060千円

3 県産和牛肉等の需要喚起について

7款 農林水産業費 2項 畜産業費

⑨ 学校給食活用支援事業費補助

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドや外食の需要が減少し、価格が下落している県産和牛肉等の需要喚起を図る。

(2) 内容

県内の学校給食での県産和牛肉等の提供に要する経費を補助する。

(3) 予算額 250,000千円

#### 4 県産水産物等の需要喚起について

7款 農林水産業費      5項 水産業費

⑨ 学校給食活用支援事業費補助

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドや外食の需要が減少し、価格が下落している県産水産物等の需要喚起を図る。

(2) 内容

県内の学校給食での県産水産物等の提供に要する経費を補助する。

(3) 予算額      160,000千円

5 海水浴場開設中止に伴う対策について

7款 農林水産業費 5項 水産業費

⑨ 海岸安全対策事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開設中止となった海水浴場における海岸利用者の安全確保を図る。

(2) 内容

海岸パトロールの実施など、安全対策を行う。

(3) 予算額 10,850千円

## V 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

【環境農政局関係】

### 1 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う改正 [3項目]

- (1) 知事が指定する特例措置対象災害の発生後の一定期間における指定事業所に係る特例措置による事後の届出受理等に係る事務を相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に移譲するもの
- (2) 知事が指定する特例措置対象災害の発生後の特例措置の規定に基づく届出があった場合で、特例措置の要件に該当しないと認めるときに事業の停止や排煙等の処理の方法の改善等を命じる事務を相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に移譲するもの
- (3) その他所要の規定の整備を行うもの

### 3 施行期日

令和2年10月1日

## VI 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

三崎漁港内の一部を二町谷泊地及び二町谷特別泊地として位置付けるなど、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

- (1) 二町谷泊地及び二町谷特別泊地を規定する。（第6条及び別表第1関係）
- (2) 利用料の徴収に関する規定から、二町谷環境整備施設区域の駐車場を削除する。（第12条及び別表第2関係）

### 3 施行期日

令和2年11月1日

## Ⅶ 21世紀の森の指定管理者の指定の概要

### 1 指定の趣旨

神奈川県立21世紀の森条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

### 2 指定の内容

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 施設の名称    | 21世紀の森                    |
| (2) 指定管理者    |                           |
| ア 名称         | 株式会社アグサ                   |
| イ 主たる事務所の所在地 | 南足柄市中沼305番地1              |
| (3) 指定期間     | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |

## Ⅷ 本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者の指定の概要

### 1 指定の趣旨

神奈川県漁港管理条例第18条の規定に基づき、指定管理者を指定するのである。

### 2 指定の内容

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 施設の名称    | 本港特別泊地及び本港環境整備施設          |
| (2) 指定管理者    |                           |
| ア 名称         | スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公<br>社  |
| イ 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号        |
| (3) 指定期間     | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |

Ⅸ 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の指定の概要

1 指定の趣旨

神奈川県漁港管理条例第18条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

2 指定の内容

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 施設の名称    | 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設 |
| (2) 指定管理者    |                              |
| ア 名称         | みうら漁業協同組合                    |
| イ 主たる事務所の所在地 | 三浦市三崎五丁目12番5号                |
| (3) 指定期間     | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日まで    |

## X 二町谷北公園等の管理に関する事務の委託の概要

### 1 趣旨

神奈川県と三浦市との間における二町谷北公園等の管理に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経て、三浦市と協議し、委託しようとするものである。

### 2 委託の理由

水産業の振興及び地域経済の活性化に向け、三浦市から県に対し、二町谷北公園等の管理権限の移譲について申入れがあった。

三浦市による官民協働の取組みを支援するため、二町谷北公園等の管理に関する事務を三浦市に委託するものである。

### 3 協議の相手方

三浦市長 吉田 英男

### 4 委託の時期

令和2年11月1日

## 参 考

指定管理者候補の選定過程等

### 【21世紀の森】

#### 1 選定過程

(1) 募集期間

令和2年1月22日から令和2年3月18日

(2) 現地説明会

令和2年2月7日

1団体参加

(3) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和元年10月24日	第1回	現地視察、選定基準（案）の意見聴取
令和2年4月14日から 同月28日まで （書面開催）	第2回	書類審査、質疑応答、採点、審査報告書の作成

(4) 応募団体と評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	株式会社アグサ（南足柄市）	37	25	20	82

(5) 行政改革推進本部

令和2年6月3日 指定管理者候補の選定

#### 2 指定管理者候補

名 称	株式会社アグサ
概 要	(1) 設立年月日 昭和40年2月24日 (2) 代表者 足立 譲 (3) 所在地 南足柄市中沼305番地1 (4) 主な事業 ・ファシリティサービス事業（定期、特別清掃・クリーンルーム清掃・設備保守点検管理・警備） ・グリーン環境事業（日常緑地管理・芝生の年間管理・特殊樹木の対応・森林整備）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野外教育事業（学校教育プログラム・企業研修・スポーツチーム強化合宿・各種団体研修）</li> <li>・ 温泉事業（あしがらの温泉「おんり〜ゆ〜」の運営）</li> <li>・ 指定管理事業（指定管理施設の管理運営）</li> <li>・ アトラクション事業（森の空中遊び「パカブ」・ジップライン「飛天狗」の運営）</li> </ul>
<p>選定理由</p>	<p>神奈川県立21世紀の森指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p><b>【サービスの向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「管理運営方針」について、県の施策への理解や協力をふまえ、その機能を十分に発揮し、長年にわたり継続するための新たな「21世紀の森の管理運営方針」を定める提案がなされており、これは21世紀の森の目的に資するものとして評価できる。</li> <li>○ 「事故防止等安全管理」について、木工作業時の安全管理として木材加工用機械作業主任者技能講習修了者等が配置されることは施設利用者の安全に資するものとして評価できる。</li> <li>○ 「地域と連携した魅力ある施設づくり」について、地域の多様な団体・事業体と連携した取組を講じ、一層の推進を図るとした提案は、21世紀の森に期待される地域と連携した魅力ある施設づくりに資すると考えられる。</li> </ul> <p><b>【管理経費の節減等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案額の積算は適切になされている。</li> </ul> <p><b>【団体の業務遂行能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「人的な能力、執行体制」について、「事故防止等安全管理」に係る専門知識を有する人材を配置しているほか、指定管理施設を同じ地域内に有する利便性も活用し、緊急時等には本社からのバックアップ体制もあるなど、評価できる。</li> <li>○ 「コンプライアンス、社会貢献」について、コンプライアンス規定等の策定、個人情報保護、労働に関する諸規定を定めているほか、リスク管理委員会等の体制整備や研修等が実施されており、評価できる。</li> <li>○ 環境への配慮や、手話言語条例、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を理解し、利用者への対応に</li> </ul>

	<p>考慮しているほか、「未病」やSDGsへの取組についても理解し、施設を活用しつつ取り組んでいると認められる。</p> <p>○ 「これまでの実績」についても、当該施設だけでなく近隣の複数の指定管理施設の実績を有するなど、十分であると評価できる。</p>
--	--

## 【本港特別泊地及び本港環境整備施設】

### 1 選定過程

(1) 募集期間

令和2年1月22日から令和2年3月18日

(2) 現地説明会

令和2年2月6日

1団体（2者によるグループ）参加

(3) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和元年10月25日	第1回	現地視察、選定基準（案）の意見聴取
令和2年4月7日 から同月27日まで (書面開催)	第2回	書類審査、質疑応答、採点、審査報告書の作成

(4) 応募団体と評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社 (東京都千代田区、県内事務所：三浦市)	40	25	21	86

(5) 行政改革推進本部

令和2年6月3日 指定管理者候補の選定

### 2 指定管理者候補

名称	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社
概要	<p>1 スバル興業株式会社</p> <p>(1) 設立年月日 昭和21年2月9日</p> <p>(2) 代表者 代表取締役社長 永田泉治</p> <p>(3) 所在地 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号</p> <p>(4) 主な事業 道路関連事業、レジャー事業、不動産事業</p> <p>2 株式会社三浦海業公社</p> <p>(1) 設立年月日 平成3年12月21日</p> <p>(2) 代表者 代表取締役社長 四宮利雄</p> <p>(3) 所在地 神奈川県三浦市三崎五丁目3番1号</p>

	<p>(4) 主な事業 農水産物等販売施設の管理・運営事業、公共施設の管理・運営事業、観光事業</p>
<p>選定理由</p>	<p>神奈川県漁港施設指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p><b>【サービスの向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マリーナ事業の管理能力が高く、水域施設内の事故防止等安全管理が高く評価できる。</li> </ul> <p><b>【管理経費の節減等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案額の積算は適切になされている。</li> </ul> <p><b>【団体の業務遂行能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社の提案は外部評価委員会の評価どおり、特に「類似の業務を行う施設での管理実績」が高く評価できる。</li> <li>○ 両法人はそれぞれ複数の駐車場、マリーナ施設の管理運営実績があり、当施設については、第1期には株式会社三浦海業公社が、第2期にはスバル興業株式会社が、第3期からは両法人がグループにより指定管理者として業務を適正に実施した実績を持っている。</li> <li>○ 引き続き両法人がグループにより指定管理者として業務を実施することで、施設のより効率的な運営及び施設を活用した地域振興が可能と考えられる。</li> <li>○ 両社ともに重大な事故又は不祥事はない。</li> </ul>

## 【宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設】

### 1 選定過程

(1) 募集期間

令和2年1月22日から令和2年3月18日

(2) 現地説明会

令和2年2月6日

参加者なし

(3) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和元年10月25日	第1回	現地視察、選定基準（案）の意見聴取
令和2年4月7日から同月27日まで （書面開催）	第2回	書類審査、質疑応答、採点、審査報告書の作成

(4) 応募団体と評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	みうら漁業協同組合（三浦市）	40	25	19	84

(5) 行政改革推進本部

令和2年6月3日 指定管理者候補の選定

### 2 指定管理者候補

名称	みうら漁業協同組合
概要	(1) 設立年月日 平成6年8月1日 (2) 代表者 代表理事組合長 鈴木 清 (3) 所在地 神奈川県三浦市三崎五丁目12番5号 (4) 主な事業 水産資源の管理・増殖、水産物の運搬・保管・販売、指導事業
選定理由	神奈川県漁港施設指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。 【サービスの向上】 ○ 地域人材の積極的な活用や、みうら漁業協同組合の組合員との協力体制が構築できる見込みがあり

	<p>「地域と連携した魅力ある施設づくり」と「事故防止等安全管理」の項目が高く評価できる。</p> <p><b>【管理経費の節減等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 提案額の積算は適切になされている。</li></ul> <p><b>【団体の業務遂行能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ みうら漁業協同組合の提案は外部評価委員会の評価どおり地元漁業者と調整する能力に長けており、「人的な能力、執行体制」の項目が高く評価できる。</li><li>○ みうら漁業協同組合は当施設の第1期から第3期の指定管理者として業務を適正に実施した実績を持っている。</li></ul>
--	---